

# 東海の古代

第240号 2020年8月

会長 : 竹内 強  
編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp  
HP : http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm

## 倭國の都について

名古屋市 石田泉城

### 1 はじめに

「古田史学会報」158号に掲載の谷本茂氏の論考“『隋書』倭国伝の「倭王の都（邪摩堆）」の位置について”に関連して、簡潔に倭國の都と秦王國について述べます。

### 2 『隋書』の関連記事

倭國，在百濟、新羅東南，水陸三千里，於大海之中依山島而居。魏時，譯通中國。三十餘國，皆自稱王。夷人不知里數，但計以日。其國境東西五月行，南北三月行，各至於海。其地勢東高西下。都於邪摩堆，則魏志所謂邪馬臺者也。古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里，在會稽之東，與儋耳相近。

（中華書局版、1825～1826頁、当版統一表記の「倭」を「倭」に変えて記す。以下同じ。）

この『隋書』の記事について、以下、文章をひとつずつ検討します。

#### ・倭國，在百濟、新羅東南，水陸三千里，於大海之中依山島而居

この倭國は、百濟や新羅のある朝鮮半島の「東南」の方角にあります。

朝鮮半島から水行と陸行とあわせて3千里に位置します。

『魏志』倭人伝においては、朝鮮半島から九州到達までを3千余里としますので倭國は九州にあります。倭國は大海の中の山島にあると記されますから九州島のことでしょう。

#### ・魏時，譯通中國。三十餘國，皆自稱王。

倭は、『三國志』の魏の時代に中国と交流しています。その当時に倭（倭）は三十余国に分かれており、それぞれ皆、王であると自称しています。

#### ・夷人不知里數，但計以日。其國境東西五月行，南北三月行，各至於海。其地勢東高西下。

倭國の人々は夷人すなわち未開人であるため、里数を知らず、日を以て距離を示すといっています。あくまで中国側からみて、周囲の国は野蛮人で中国だけが世界の「中」心の国とする中華思想の考えから夷人、つまり未開人と言っているのもであって、実際とは違うと心得ておかなければならないでしょう。現在の中国の自己中心的な思想と変わりません。

多くの研究家の方々は、「其國境東西五月行，南北三月行」の意味を不明として解釈を避けています。私の考えでは、その国境が、東と西の境が5月行で、南と北の境が3月行の縦長の区域であって、東西南北の各々が海に至ると理解できますので、まさに九州その

ものです。私の知る限り先師・古田武彦だけがこの記事に言及していますが、「徳」の渡る区域と解釈して日本列島全体を含むとされます。しかし、倭國の国境と書いてある以上、「徳」が行き渡る区域と読み替えるのは無理があります。中国史書における「国境」は、「国境」を指しているのは自明です。

「其國境東西五月行，南北三月行」は、倭が、九州であることを示す重要な記述であり、倭の国境を「方」の概念で表し、その比率が5対3の縦長の区域であって、かつまた「東西南北の各々が海に至る」ことから海に囲まれた一塊の州、九州を表すと、私は提唱しています。詳細は別に述べています。

- \*1「東海の古代」137号 “「東西五月行・南北三月行」とたい国の首都”について
- \*2「東海の古代」138号 「東西五月行南北三月行について」
- \*3「東海の古代」140号 「東西五月行南北三月行について その2」
- \*4「東海の古代」165号 「海行三月」

・都於邪靡堆，則魏志所謂邪馬臺者也。古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里，在會稽之東，與儋耳相近。

倭國の都は、「邪靡堆」にあります。「靡」は、本来「び」ですが、『魏志』倭人伝の「邪馬臺」とありますので、倭國（倭國）の都は、『魏志』倭人伝の「邪馬臺」の場所から変わらず、同じ場所にあると考えられます。

古くは樂浪郡や帶方郡の境から1万2千余里に位置し、會稽の東にあると記されます。

『魏志』倭人伝では、帶方郡から女王國まで1万2千余里とされますので、都の位置について、まったく変わらず同一の認識を示しています。つまり、『魏志』倭人伝の3世紀から7世紀になっても都は動いていないという中国側の認識です。

『隋書』の「會稽」は上海市の少し南に會稽山があり、ほぼ上海の位置になります。倭國は「會稽之東」にあたとされますから、概ね上海市の東となれば倭國は九州に合致します。なお、『魏志』倭人伝では「當在會稽東冶之東」となっており「東冶県」であれば福建省福州市辺りであり台湾に近いところですが、『隋書』ではこれを「會稽之東」に修正しています。



### 3 谷本茂氏の論考の批評

以上を踏まえて、「古田史学会報」158号に掲載された谷本茂氏の論考を批評します。

谷本氏の論考は、『隋書』倭國伝の倭王の都と秦王國について具体的に述べた研究が少ないので、果敢にこの問題を取り上げて考察されているものであり敬意を表します。熊本県有明海東岸部に倭王の都があったとの考えを示されています。

さて、谷本説では「其地勢東高西下」の「其」を「倭王の都」のことと理解して論考を進められていますが、「其」は倭王の都ではなく、私は「倭國」を指すと考えます。

中国史書において周囲の国々のことを記述するとき、最初にその国の位置関係を示します。『隋書』倭國伝も同様です。まず、倭國の位置に関して、その場所の方角、次に既知の場所からの距離、国境や周囲の国の状況などを記します。そして、その後続けて「其の地勢」と記しています。つまり、この「其」は「倭國」を指しており、「倭國の都」ではありません。また、『隋書』倭國伝の記述は「東」に進んでいますが、実際の行程は全体として南東方向に進んでいます。これに対して谷本説では途中から西方の有明海へ向かうように想定されています。ここが極めて恣意的であると思います。

・又東至一支國，又至竹斯國，又東至秦王國，其人同於華夏，以為夷洲，疑不能明也。又經十餘國，達於海岸。自竹斯國以東，皆附庸於倭。（中華書局版1827頁）

記事の上では「東」の方角しか出てきません。

私は、『隋書』の記事に「東」とあるとおり、九州内陸部の十余国を経て九州の東岸の方向へ進み、九州の東側の海岸に達したと考えます。

注意すべきは「達於海岸」の記述が極めて稀な記事であり、中国史書では、『隋書』倭國伝のここだけに記されています。つまり海岸へ達すること自体が目的なのです。それは九州が島であって本州や四国と繋がっていないことを実地で確認した記事であると思います。すなわち倭の東側の国境が海であることを隋の使者が確認したのです。

また、「其人同於華夏」の「其」について、古田説では冒頭の「倭國」をさすので「其人」は「倭國人」を指すとされますが、谷本説では直前に記された「秦王國の人」とされます。この「其」が「倭」を指すとする古田説か、「秦王國」を指すとする谷本説か、どちらの説が相応しいかです。私は、この記事は倭國伝の記事ですから、秦王國の人の様子だけを示して倭國人の様子を記さないのはおかしいと考えます。また、秦王國の人でも倭國人に変わりはありませんから、古田説のとおり「其」は「倭」を指すと思います。ここでは、倭國人が中国人と同じほど文化水準が変わらないので蛮夷の国とは思えないと言っているのだと思います。秦王國の人の顔が似ていると言っているのではありません。

秦王の国名は地名によるものではないでしょう。「秦王」については、中国史書に多く登場し、過去の国名を利用して、王の近親者に晉王、越王、漢王、魏王、呉王、蜀王などとともにも与えられる称号です。秦王は中でも最も重要なポストで軍事を司る人物に与えられます。戦死を考慮し秦王は世継ぎの長男以外の次男や皇太子のいところなどに与えられます。『隋書』倭國伝では秦王國の場所について詳細を記しませんので、軍事の役を担う秦王という名称と、九州独自の「水城」という軍事防御施設の一致をもって、水城に囲まれた大野城・太宰府の辺りに秦王が居住していたと考えます。詳細は次に記しています。

＊「東海の古代」182号の「倭國伝の秦王國について」

太宰、太保、太傳は、晋の時代の天子を支える官職で、このうち太宰は内外使節の送迎や海辺防備などを担当した軍事の性格を持っており、その太宰府の地に軍事の王である秦王がいたとすれば、太宰府のある場所はまさに秦王の国というのに相応しいと考えます。

太宰府に秦王國があったとする点で、私の考えと谷本説は同じです。

最後に、倭の都、倭の都について、私は谷本説ではなく古田武彦説を支持します。

3世紀の『魏志』倭人伝の「邪馬壹國」つまり女王国は、絹の出土、鏡・剣・玉の3点セットを出土する須玖岡本遺跡などがある博多湾岸、福岡平野と思います。須玖岡本は、春日丘陵の頂上付近に位置しており、弥生遺跡が集中していますので古田説のとおりここが邪馬壹國の中樞領域であると考えられます。つまり春日丘陵が倭の都の中心でしょう。

太宰府を都城とする説もありますが、太宰府では6. 7世紀の都城の遺跡が発見されていないので、倭國の都は3世紀の時代から移動せず、倭の都と同じ位置と考えます。

# 継体天皇期の任那

一宮市 畑田寿一

前回の当会報の「継体天皇と海人族」では、継体天皇がどの様にして政権の座に就いたかを眺めてきた。その中で継体天皇の生年を『古事記』が示す485年とすると従来からの疑問の多くが解消するが、継体天皇に関する歴史書の大幅な変更が必要になることを論考してきた。

継体天皇の時代は任那の末期にあたり、九州北部との関係については長年論議が続けられてきたが、今回素晴らしい先導書に出会った。高田寛太氏（歴博准教授）が著した『海の向こうから見た倭国』（講談社現代新書、2017年）である。氏はこの中で朝鮮半島南部と九州北部を含む倭人連合が6世紀まで存在したとしている。以下、氏の書による啓示を受けながら継体天皇期の九州王朝と任那の関係を探ってみたい。

## 1 任那の歴史と6世紀の朝鮮半島情勢

『魏志』倭人伝に拠ると朝鮮半島南部と九州北部は海洋民族の倭人の国であり、多数の国で構成されていた。その中で加羅地方は鉄を産出して、各国の民が鉄を求めて集まっていた。のちの九州王朝の基となる北九州の勢力（仮に九州倭国と呼ぶ）もその一員で、金官国付近を中心に一定の勢力を持っていた。戦前はこの勢力を「任那日本府」と呼び、朝鮮半島南部を支配下に置いていたと考えていたが、発掘が進むにつれて幾多の説が論じられるようになった。しかし韓国の皆さんの民族的発想に基づく歴史的事実とは思えない説も出され、統一的な見解には至っていない。その中で継体天皇の時代は任那が滅びる最後の時代にあたり、朝鮮半島と九州倭国の記録を合せて眺めると次のようになる。

年代	任那の出来事	日本列島の出来事
479	加羅国王、南斉から本国王に叙される	倭王武、南宋から任那、加羅など6カ国の軍事将軍に叙される（478） 同上、南斉からも叙される（479）
487	紀生磐宿祢が任那を掌握	
501	百済、武寧王即位	倭王武、梁により征東大將軍に進級（502）
503	武寧王、隅田八幡鏡を贈る？	
509	任那への亡命者を百済に移住させる	
512	任那の四県を百済に割譲	
513	更に二県を百済に割譲	
514	伴跛国を中心とする加羅諸国が倭に対抗	五経博士が来朝（516）
522	大加羅国王新羅への通婚を申し入れ	継体天皇、磐余に宮を移す（526）
529	毛野臣、安羅で調整に乗り出すが失敗	磐井の乱の発生（528）
532	金官国滅びる	継体天皇没（531）
541	百済、第1次任那復興会議を主催	復興会議に出席（541－544）
548	高句麗が南下して百済に侵攻	百済に370名を遣わして築城を支援
554	百済、高句麗新羅連合軍と対戦（552－5）	兵1000、馬100、船40を百済に贈る
562	任那、新羅に滅ぼされる	紀臣男麻呂、新羅に敗れる

- ① 5世紀後半になると百済、新羅の勢力が強まり、任那の安全が脅かされるようになる。
- ② 九州倭国は、ほかの加羅諸国と共同して領地の防御に奮闘していたが、力及ばず次第に百済と手を結ぶようになる。
- ③ これに反発した加羅諸国は大加羅地方の伴跛国<sup>はえこく</sup>を中心に新羅への依存度を高める。
- ④ 532年に金官国が滅んで、九州倭国は朝鮮半島での拠点の一部を失う。
- ⑤ しかし、朝鮮半島における九州倭国の勢力は依然残っており、百済は任那復興会議の名のもとに九州倭国の勢力疎外と加羅諸国の新羅への依存度の減少を図ろうとしたが失敗に終わった。
- ⑥ 6世紀中頃になると百済対新羅・高句麗の戦いになり、九州倭国は百済を助けるようになるが、562年に任那が滅び、九州倭国は朝鮮半島での足掛かりを失った。

## 2 ヤマト王権の動き

『日本書紀』ではこの間の対応は全てヤマト王権が行ったとしている。

しかし、時代は雄略天皇から継体天皇の時代にあたり、政権の激動期であった。朝鮮半島への対応は大半が任那在住の勢力か九州倭国が行っていたのではないか。継体天皇は早い時期から百済とのパイプを持っており、政権の座に就くや否や「磐井の乱」により、九州王権の新羅勢力の一掃を図った。この時期は大加羅が新羅への依存を深めている時期にもあたり、目的が交易利権の奪取だけではないと思われる。

## 3 磐井の乱への考察

### (1) 乱の原因

『日本書紀』に拠ると、継体二十年（526年）、天皇は磐余に宮を設けた。ヤマト王権への実質的な即位である。翌年（527年）、近江毛野が6万の軍隊を率いて任那に出兵しようとしたが、磐井氏の妨害により九州からの出兵を阻止された。その時、磐井は近江毛野に向かって「お前とは同じ釜の飯を食った仲だ。お前などの指示には従わない。」と言った。翌々年（528年）にヤマト王権は物部麁鹿火らの討伐軍を差し向けて反乱軍を制圧した。その後、磐井の子の筑紫君葛子は糟屋屯倉をヤマト王権に献じて助命を嘆願した。

この記事は多分に潤色がされており、次の疑問点が挙げられる。

- ① 磐井の妨害に際して近江毛野はなぜ6万の兵力で鎮圧しなかったか。
- ② 磐井と近江毛野はなぜ顔見知りであったか。
- ③ 反乱鎮圧後も葛子は筑紫君の要職に留まっており、筑紫君自体も7世紀までなぜ続くのか。

以上の疑問に対して諸説があるが、結局、次の4点に拠る想定が妥当であろう。

- ① 6万の兵力をヤマト王権が九州王権に出兵要請した。これに対して磐井は出兵を拒否した。あるいは出兵話自体が無かった。
- ② 九州には新羅支持の勢力が存在していたが、継体天皇は即位後すぐにこの勢力を排除した。しかし、九州王権自体を潰すことは考えていなかった。
- ③ 磐井の乱以降も肥国のピンク石の石棺は大和で使われる。九州には親ヤマト王権勢力も存在し、磐井は九州全土を把握していたわけではなかった。
- ④ この乱の結果、ヤマト王権は朝鮮半島に繋がる中継地（糟屋屯倉）を得た。沖ノ島の祭祀が岩陰祭祀から露天祭祀に変わり、使われるお供えも変わることから、航海の担い手の変更が窺われる。

## (2) 磐井の墓（岩戸山古墳）

久留米大学講師の小澤太郎氏は「岩戸山と今城塚」（「史紋」1、史紋編集委員会、2003年）で、岩戸山古墳が今城塚古墳の70%の大きさで類似形であり、磐井は継体の影響を受けていたとされているが、これに対する筆者の論考を述べたい。

- ① 古墳の形状の類似は構築に際しての専門集団の存在を示唆する。
- ② 大きさの差は大王への敬意を表しており、継体天皇が大王であった。
- ③ 「前方後円墳がヤマト王権の支配を示す。」とする考えについては、拙論「吉野ヶ里遺跡の前方後方墳」（「東海の古代」235号）で示したように、支配でなく交易と地元豪族の財力の証し程度に考えるべきであろう。
- ④ 支配関係は副葬品の共通性などで量るべきであり、岩戸山と今城塚では副葬品の共通性は少ない。
- ⑤ 以上の結果、両者は親密な関係にあったが立場は対等であった。

## 4 朝鮮半島での倭人の活躍

### (1) 栄山江流域の前方後円墳

朝鮮半島の南西部の栄山江流域には、5世紀後半から6世紀前半に掛けて13基の前方後円墳が造られる。埴輪などの出土品は倭系と類似するが、在地の工人によるもと考えられている。埋葬者の比定は在地首長説・倭系百濟官人説・倭人説が挙げられているが、韓国側の民族感情も加わって決着をみていない。

この時代、『魏志』倭人伝が述べる海洋民族の倭人族が存在していた。朝鮮半島南部と九州北部は一体化しており、九州にも朝鮮半島の伝統を示す墓などが存在することから、現在の国境には拘らず双方の民は自由に行き来していた。栄山江は貿易の中継点であり流域の古墳はこの地に居留していた倭国と関連が深い人々の墓と単純に考えれば良いのではないか。

### (2) 倭系百濟官僚

6世紀には父が倭人で母が漢人の外交官僚が百濟を中心に登場する。この人達を「倭系百濟官僚」と呼んでいるが、専修大学の河内春人氏は「古代東アジアにおける政治的流動性と人の流れ」（「専修大学古代東ユーラシア研究センター年報」第3号、2017年）でこれらの人々を次のように分類している。

区分	氏族	交通	倭系百濟官僚	倭臣
畿内豪族	紀	紀生磐	紀奈率弥麻沙	
	物部	物部父根	物部奈率奇非	
	許勢		許勢奈率奇麻	許勢臣
	的			的臣
地方豪族	吉備	吉備田狭		吉備弟君
	科野	斯那奴阿比多	科野次酒・新羅	
	筑紫	筑紫磐井		
	火葦北	火葦北阿利斯登	日羅	
	河内		河内部	河内直

この表で「交通」とは引き金になった人事交流で、その後、子孫が百濟に留まり官僚になった者、倭国側に戻って倭臣となった者を表している。

この状態を見るとヤマト王権、九州王権の双方から人が送り込まれている他、各氏族の独自の交易ルートに乗っても朝鮮半島に居住していたことが窺われる。

日本側も同様で、九州各地を中心に王冠が出土するが、王冠を保有していた豪族は朝鮮半島出身か関係が深い者達であった。

## 5 まとめ

以上、断片的ではあるが6世紀の朝鮮半島と日本列島との関係を任那を中心に眺めてきた。倭人連合においては、当時は未だいずれの国も確固たる君主による政治体制ではなく、豪族を中心とした政治が行われており、その下で働く者の内、実行力のある者は出身地を越えて登用されていた。

当時、九州王権は存在していたが、ヤマト王権の勢力がそれを少し上廻っていた。しかし、関係は良好であり、立場は対等であった。

任那日本府については明らかに倭の軍事拠点であった。しかし、論議が現在の国の体制を前提にされており、民族感情論も加わって解決の糸口すら見えていない。原点に帰って見つめ直す必要があるのではなかろうか。

## 「正和四年卯月五日」について (3)

瀬戸市 林 伸禧

### 1 はじめに

先に、本誌225・226及び235号(令和元年5・6月及び令和2年3月)で「正和四年卯月五日」の「正和」年号は古代逸年号であると述べたが、新たに追記することが判明したので報告する。

また、古賀氏は「太宰府都城の年代記―近年の研究成果と九州王朝説―」の「追記」(「多元」140号、2017年7月)で次のように述べておられる。

**学問は批判を歓迎し、真摯な論争は研究を進展させるとわたしは考えています。ですから、本稿への批判を歓迎します。そのさい拙稿のどの部分がどういう根拠や理由で間違っているとされるのかわたしの当該文章を正確に引用のうえ、史料根拠と論理性を明示されるようお願いします。** (「多元」140号、10頁)

よって、筆者は真摯に「正和四年卯月五日」に関する古賀論考を論評させていただく。

### 2 真野長者の出家

本誌235号で真野長者が建立した太山寺(愛媛県松山市)の『真野長者和讃』には、晩年真野長者が出家したことが述べられていると報告したが、満月寺の真野長者石像(画像1)が両手を合わせて拝んでいることは、出家の傍証となる。

画像1 満月寺の真野長者夫婦石造



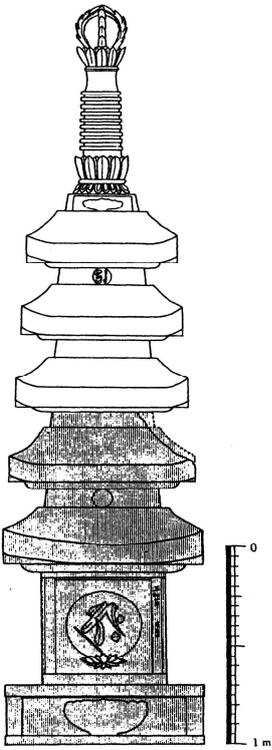
### 3 満月寺五重塔銘文

#### (1) 年干支

① 本誌225号で紹介した江戸時代の文献、太田重澄（臼杵藩郡奉行）『寺社考』（寛保元年〈1741年〉）には、「正和四年卯月五日」（画像2）とあって年干支が記述されていない。

また、菊田徹氏（前臼杵市歴史資料館長）は「臼杵史談」86号（平成7年12月）で「正和四年□卯月五日」（画像3）と記され、干支が読めなかった（昭和51年時点）ので、1字分空白とし論考を発表された。

これらの資料に記された内容は、たいへん重要であるが、「正和」年号を鎌倉時代の年号とされる古賀氏は、この両者の論考について何も述べておられない。

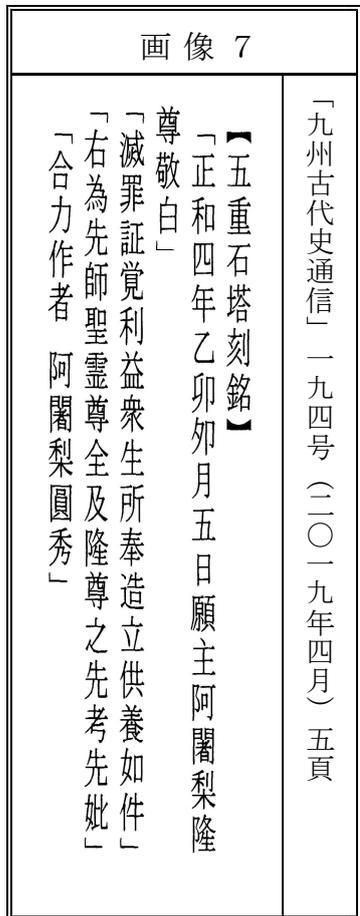
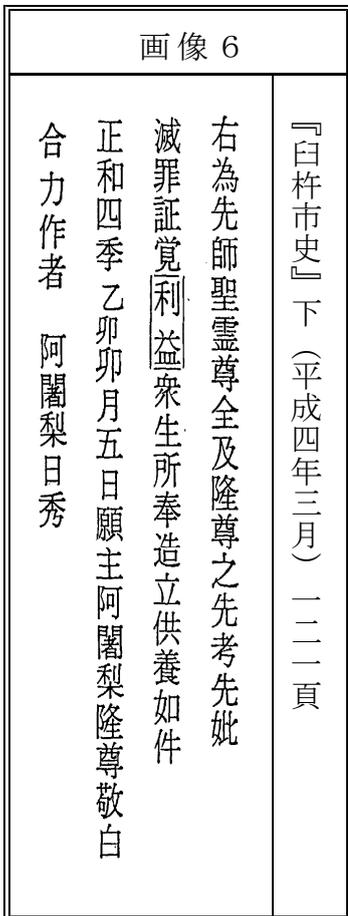
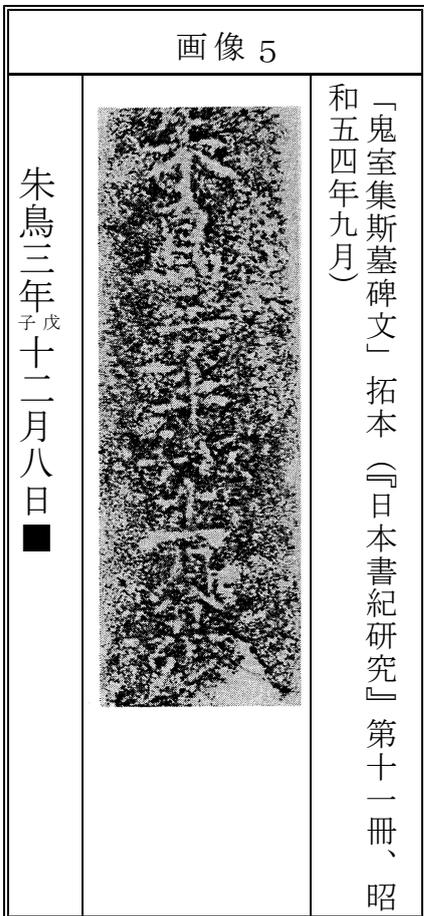
画像2 『寺社考』、満月寺条	画像3 「臼杵史談」86号
<p style="text-align: center;">満月寺 亡所</p> <p style="text-align: right;">深田村</p> <p>從古來天宮宗大友氏祈願所也義鎮邦宗帰依之時滅亡寺否大門仁王 大友氏祈願瘡以來諸人為痘瘡守護神堂前田古蓮池也破却時投佛 貝等有六坊遺跡左記 悟樂坊本尊觀音 南坊大日彫石今存 東坊 岡坊 川口坊本尊藥師引同福良 日吉塔代々住僧像彫石存 妙見菩薩石像 諸人祈願瘡 石塔銘 正和四年 卯月五日 施主河間梨隆存故白 有靈驗 村西塩田 作圖秀</p>	<p style="text-align: center;">満月寺五重塔 一基（第六図）</p> <p>満月寺境内の東側、丁度、国指定特別史跡観音石仏の五層ばかり南、字観音九六〇に位置している。基礎と初層以外は、昭和五十一年に復原されたものである。しかし、初層南面に正和四年（一三一五）の刻銘をもつ貴重な塔である。昭和五十年に市の有形文化財の指定を受けている。この塔の塔身四</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>面には、全剛界の四仏である阿閼如来（東）、宝生如来（南）、無量寿如来（西）、不空成就如来（北）の梵字が薬研彫されている。また、東面と南面の二箇所左右にはそれぞれ次のような銘文も刻まれている。</p> <p>（東面） （東）右為先師聖靈尊全及隆尊之先孝先妣 （西）滅罪證覚利益衆生所奉造立供養如件 （南面） （東）正和四年 卯月五日願主河間梨隆尊敬白 （西）合力作者河間梨園秀</p> <p style="text-align: center;">第6図 満月寺五重塔復元実測図</p> <p style="text-align: right;">-31-</p>

② 銘文の画像をを拡大して精査（画像4）すると、干支「卯」と卯月「卯」は同時期に刻印されたとは思えない。また干支と卯月との間隔と他の字間の間隔を比較するとバランスが悪く、やはり同時期に刻印されたとは思えない。

現在、干支は明確に読み取れる。これらのことから、菊田氏が空白と確認した以降に、横書きの干支が刻印されたと筆者は疑っている。

#### ③ 年干支の横書き刻印

ア 古賀氏は、満月寺五重塔銘文のように年干支を横書きしている事例として「鬼室集斯墓碑」（画像5）を提示されている。この横書き干支は、縦書の幅に合わせて細字となっている。



イ 五重塔銘文の横書き干支は、本文と同じ大きさの字で、一字分横にはみ出しており、「鬼室集斯墓碑」の横書き干支と似て非なる横書きと思われる。

古賀氏は現五重塔銘文と同様に横書き干支を刻印している金石文を明示されるべきである。

## (2) 銘文「年月日」の訓み方

『臼杵市史』下（平成4年3月）では「**正和四季<sup>卯</sup>卯月五日**」（画像6）と訓まれており、筆者も同様な訓み方をしているが、古賀氏は、「**正和四年<sup>卯</sup>卯月五日**」（画像7）と訓まれた。つまり、横書き干支では「卯」と訓み、月数では「**卯**」（卯の異字体）と訓まれたのである。

古賀氏の訓み方が正しいとすれば、同一銘文で「卯」と「**卯**」を使い分ける必要があるのか疑問が生じる。つまり、本文では異字体の「**卯**」を刻印し、横書き干支では本字体の「卯」を同時に用いるとは考えられない。

考え得るに、空白の一字を埋めるため、本文が異字体で刻印されているのはそのままにして、新たに本字で横書き干支を刻印したと思われる。つまり、昭和51年以降に刻印された事となると思われる。

また、同一時期に刻印されたとするならば、このような事例を明示されるべきと思う。

## 4 五重塔刻印の「卯月」・「梵字」の立証責任

### (1) 「卯月」・「梵字」に対する古賀氏の見解

・「卯月」という表記も6世紀前半にまで遡る例は国内史料には見えない。ただ、10世紀初頭の『古今和歌集』にみられると述べておられる。

・「梵字」は6世紀の金石文や7世紀の史料に見えない。ただ、鎌倉時代の石塔には、梵字が存在すると述べておられる。

古賀氏は6世紀の石塔と鎌倉時代の石塔には様式の違いがあり、10世紀の文献及び鎌倉時代の石塔を示されておられるが、6世紀の石塔については文言のみで具体的な実例を示しておられない。

### (2) ブログ「洛中洛外日記」での古賀氏の見解

古賀氏はブログ「洛中洛外日記第2123話（2020/04/01）」で「東京古田会ニュース」191号の記事を紹介して、五重塔銘文についての立証責任を次のとおり述べておられる。

**昨年11月に開催された「八王子セミナー」で、同石塔を九州年号「正和四年(529年、己酉)」の製造とする発表が林伸禧さん(愛知県瀬戸市)からありました。しかし、同石塔の様式や梵字の存在、そして1315年を示す干支「乙卯」に追刻や改竄の痕跡は認められないなど、どこをどう見ても中世の石塔であることから、拙稿を発表することにしたものです。もし、この石塔の様式や彫られている梵字が六世紀初頭のものであると主張したい場合は、そう主張する側に六世紀初頭の同様の金石文の存在を明示するなどの立証責任があることは自明でしょう。**

(※下線は筆者。以下同)

### (3) ブログ「洛中洛外日記」についての筆者の見解

① 古賀氏は、石塔の作成時期の区分として、梵字が刻印されているか否かによって、6世紀及び12世紀作成の石塔を区分しておられる。

そして、12世紀に作成された石塔類を示し、6世紀に作成された根拠として“「梵字」は六世紀の金石文や七世紀の史料に梵字は見えない。”と述べておられるが、具体的な事例を明示されておられない。

古賀氏自身が定められた“石塔の作成時期区分”が正当であるとするならば、6世紀に作成の石塔に「梵字」が刻印されていないと具体的に示されるべきである。

② 6世紀作成の石塔に「梵字」が刻印されていない事例を具体的に明示された後、梵字が6世紀初頭のものであると主張する者に立証があると述べるべきである。

③ 「卯月」についても、前項と同様である。

## 5 「鶴峯の未証明仮説（思いつき）」について

### (1) 古賀氏の見解

古賀氏は、「洛中洛外日記第1819話（2019/01/09）」において『臼杵小鑑』の鶴峯の見解について、次のように述べておられる。

「十三佛の石像に正和四年卯月五日とあるハ日本偽年号（九州年号といふ）の正和四年にて、花園院の正和にてハあらず。」とした鶴峯の見解は未証明の作業仮説（思いつき、意見）であり、鎌倉時代の「正和」ではないという反証（証拠を示しての反論）もできていません。従って、この鶴峯の「意見」を根拠に石仏の「正和四年卯月五日」を九州年号とすることはできないのです。

また、「九州倭国通信」194号（2019年4月、「九州古代史の会」会報誌）でも同様の見解を述べておられる。

### 三、鶴峯の未証明仮説（思いつき）

鶴峯は満月寺の開基を「四年ハ継体天皇の廿四年にあたり然れば日羅が開山も此比（マ）の事と見えたり」という現地伝承を根拠に九州年号の「正和四年（五二九）」と判断したようですが、日羅（？～五八三年）は『日本書紀』によれば百濟王に仕えていた人物であり、敏達紀には五八三年に百濟からの帰国記事が見えます。「正和四年（五二九）」とはちょっと離れすぎています。もちろん鶴峯もこのことに気づいており、『臼杵小鑑』ではいろいろと“言いわけ”を試みていますが成功していません。

従って、「十三佛の石像に正和四年卯月五日とあるハ日本偽年号（九州年号といふ）の正和四年にて、花園院の正和にてハあらず。」とした鶴峯の見解は未証明の作業仮説（思いつき、意見）であり、鎌倉時代の「正和」ではないという反証（証拠を示しての反論）もできていません。従って、この鶴峯の「意見」を根拠に石仏の「正和四年卯月五日」を九州年号とすることはできないのです。どうしても鶴峯の「意見」を採用したいのであれば、その「意見」が正しい、あるいは鎌倉時代の「正和」とするよりも有力であることを史料根拠を示して論証する必要があります。

（「九州倭国通信」194号、5頁）

### (2) 筆者の見解

① 古賀氏は、次のとおり述べておられるが、鶴峯は『臼杵小鑑』の読者が鎌倉時代

の年号であると誤解するのを防ぐために述べているのである。

鶴峯の見解は未証明の作業仮説（思いつき、意見）であり、鎌倉時代の「正和」でないという反証（証拠を示しての反論）もできていません。

② 鶴峯は明確に「九州年号」と述べている。

ア 『臼杵小鑑』の「仏法最初蓮城寺」条に次のとおり記されている。

九州年號、善記より大長に至り總て三十あり。善記は繼體帝の十六年を元年とし、大長は文武帝の二年を元年とす。貝原翁の和漢名數に、俗間傳云、前レ此有=善記僧聽年號。其事虚妄、不可信と云へる是なり。但し此年號實に有し事は、海東諸國記及石碑寺にのこれるを見てしるべし。（『臼杵小鑑大全（複製版）』163頁）

イ 鶴峯は九州年号の「善記～大長」年号の一年号として「正和」年号を位置づけている。

ウ 九州年号は貝原益軒の「偽年号」説とは異なるものとして、『海東諸国紀』等を事例に九州年号の存在を明確に述べている。

③ 古賀氏は、正和を鎌倉時代の年号の立場で鶴峯が記した「十三佛の石像に正和四年卯月五日……花園院の正和にてハあらず。」を論評されておられる一方、鶴峯は「九州年号」と述べていることから、古賀氏は鎌倉時代の年号であると反証すべきである。

### 前回の例会の内容

#### ■ 「正和四年卯月五日」について (3)

瀬戸市 林 伸禧

鶴峯の見解は未証明仮説ではなく「正和」を九州年号の1つとして位置づけている。

#### ■ 継体天皇と海人族

一宮市 畑田寿一

継体天皇はヤマトの既存勢力の推挙で誕生したのではなく、近江地方の勢力の中央進出に伴い誕生したと考える。

#### ■ 的氏の出身地について

東海市 大島秀雄

装飾古墳と中国の羊頭壁画の蕨手模様の類似性、装飾古墳の円形模様と的の形状の関連性、的氏の名乗りの変遷等から、的氏は渡来系の福岡県うきは市出身でヤマト王権の誘いに応じて畿内に移住したと考える。

#### ■ 筑紫君薩夜麻≠九州王朝の天子

名古屋市 石田泉城

筑紫君薩夜麻を倭の王者とする正木裕説に反し、『三國志』の全事例を調査した結果から、曾長とは「王子または部族長クラスの者」である。また、天子を自称する多利思北孤は「阿輩雞彌」であって、筑紫君薩夜麻は「きみ」であり九州王朝の天子ではありえないとした。

### 例会の予定

予定通り開催します。

#### ■ 例会の予定

- 1 日時 8月9日(日)13時半～(第1集会室)
- 2 場所 名古屋市市政資料館  
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円 (会員は不要)
- 4 交通機関  
(1) 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分  
(2) 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分  
(3) 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分  
(4) 市バス「清水口」、南西徒歩8分  
(5) 市バス「市役所」、東徒歩8分
- 5 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

#### ■ 来月以降の例会

9月13日、10月11日、11月8日、12月13日

### 会員の投稿について

#### ■ 会報誌への投稿 (編集担当：石田)

furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp

#### ■ 投稿締切り日 8月21日(金)